



決済照合システム
利用申請書類記載要領
(第3フェーズ追加募集用)

平成15年6月

(株)証券保管振替機構

~ 目次 ~

1	利用申請書(様式 1-1-1)の記入にあたっての記載要領	1
2	情報登録票(様式 2-1-1)の記入にあたっての記載要領	5
3	情報登録票 Web 端末「回線情報」用(様式 2-3-1)の記入にあたっての記載要領	7
4	情報登録票 Web 端末「ダイヤルユーザ ID 申請」用(様式 2-4-1)の記入にあたっての記載要領	8
5	情報登録票 Web 端末「メールユーザ ID 申請」用(様式 2-5-1)の記入にあたっての記載要領	9
6	利用手数料請求先に関する届出書(様式 1-8-1)の記入にあたっての記載要領	10
7	ファンド・S S I 登録連絡者申請書(様式 1-9-1)の記入にあたっての記載要領	11

各種申請書類の記入における記載要領について

各種申請書の注意が必要な事項について、各種申請書毎に以下に記述します。

1 決済照合システム 利用申請書(様式 1-1-1)の記入にあたっての記載要領

P1「本店所在地 会社名 代表者の役職名及び氏名」及び印について

- ・ 既に本システムを利用している会社様については、本店所在地、会社名、代表者の役職名及び氏名の記入のみして頂ければ結構です。押印は不要です。

【二．届出（国内取引）について】

P2「1.国内取引の申請区分」について

- ・ ここでは国内取引の機能をご利用になるか否かについてチェックして下さい。国内取引をご利用にならない場合は、国内取引についての項番 2～7 への記入は原則不要です（既存の登録内容を変更する場合は、該当項目のみご記入下さい）。

P2～3「2.業務取扱責任者及び業務取扱副責任者」（国内取引）及び「3.システム取扱責任者及びシステム取扱副責任者」（国内取引）について

- ・ 国内取引の業務における業務取扱責任者及びシステム取扱責任者をご記入下さい。国内取引を新規にご利用になる、もしくは既存の登録内容を変更する場合のみご記入下さい。
- ・ 業務取扱責任者及びシステム取扱責任者については、弊社等からご連絡する際、具体的な内容がわかる実務担当の方をご記入下さい。また、副責任者は正の責任者の方が不在のときにその代わりができる方をお願いいたします。

P4「4．業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者」（国内取引）について

- ・ 国内取引の業務における業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者をご記入下さい。国内取引を新規にご利用になる、もしくは既存の登録内容を変更する場合のみご記入下さい。
- ・ 業務代行者とは、「決済照合システムを利用して、有価証券等の決済条件の照合等を当該利用者に代わって行う者（有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の第 6 条第 3 号参照）です。

P5「5．計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者」（国内取引）について

- ・ 国内取引の業務における計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者をご記入下さい。国内取引を新規にご利用になる、もしくは既存の登録内容を変更する場合のみご記入下さい。
- ・ 計算会社とは「利用者が有価証券等の決済条件の照合等の処理を委託している者」（有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の第 6 条第 7 号参照）です。

P6「6. 利用接続方式（国内取引）」について

- ・ 国内取引と非居住者取引において、異なる利用接続方式を選択することが可能です。ここでは国内取引における利用接続方式を選択して下さい。
- ・ オンラインリアルタイム処理方式接続とファイル伝送処理方式接続について、下記の単位で伝送方式を選択することが可能です。各々接続方式を選択して下さい。
 - 現物（株式、転換社債（転換社債型新株予約権付社債）、国債）
 - 先物・オプション
 - 投信（基準価額データ、設定・解約口数データ）
- ・ 同一接続単位で、利用者と計算会社の両方が接続することはできません。どちらか一方の接続となります。
- ・ 利用業務フローで「決済照合から利用」型を選択する場合、(1)現物取引欄のみ記入して下さい。

P7「7. 利用業務フロー及び利用サービス（国内取引）」について

- ・ 国内取引を新規にご利用になる、もしくは既存の登録内容を変更する場合のみご記入下さい。
- ・ 送信完了報告データの受信が可能です。受信有無についてご選択下さい。
- ・ 「約定照合から利用」型を選択した場合は、利用サービスも選択して下さい。
- ・ 利用サービスは複数選択することも可能です。（通常、証券会社様は売買報告サービス（売買報告承認サービスは業者間取引を行う利用者のみ）、信託銀行様は売買報告承認サービス、機関投資家様は運用指図サービスをご利用になります。）
- ・ 業者間取引について約定照合を利用される場合で、売買報告データを受信する可能性のある方は「売買報告承認サービス」をチェックして下さい。
- ・ 繰越通知データの要否をご選択下さい。（繰越処理の詳細については、接続仕様書（業務編（国内取引））業務編 3.6 繰越処理をご参照下さい。）
- ・ 別紙「決済照合システム 利用申請に関する注意事項（第3フェーズ追加募集用）3.2 利用業務フロー及び利用サービスについて」をご参考にして下さい。

【三. 届出（非居住者取引）について】

P8「1.非居住者取引の申請区分」について

- ・ ここでは非居住者取引をご利用になるか否かについてチェックして下さい。非居住者取引をご利用にならない場合は、非居住者取引についての項番2～7への記入は不要です。

P8～9「2.業務取扱責任者及び業務取扱副責任者」（非居住者取引）及び「3.システム取扱責任者及び業務取扱副責任者」（非居住者取引）について

- ・ 非居住者取引の業務における業務取扱責任者及びシステム取扱責任者をご記入下さい。非居住者取引をご利用にならない場合は記入不要です。

- ・ 業務取扱責任者及びシステム取扱責任者については、弊社等からご連絡する際、具体的な内容がわかる実務担当の方をご記入下さい。また、副責任者は正の責任者の方が不在のときにその代わりにできる方をお願いいたします。

P10 「4. 業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者」(非居住者取引)について

- ・ 非居住者取引の業務における業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者をご記入下さい。非居住者取引をご利用にならない場合は記入不要です。
- ・ 業務代行者とは、「決済照合システムを利用して、株券その他の有価証券の決済条件等の照合を当該利用者に代わって行う者」(有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の第6条第3号)です。

P11 「5. 計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者」(非居住者取引)について

- ・ 非居住者取引の業務における計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者をご記入下さい。非居住者取引をご利用にならない場合は記入不要です。
- ・ 計算会社とは「利用者が株券その他の有価証券の決済条件等の照合の処理を委託している者」(有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の第6条第7号参照)です。

P12 「6. 利用接続方式(非居住者取引)」について

- ・ 国内取引と非居住者取引において、異なる利用接続方式を選択することが可能です。ここでは非居住者取引における接続方式を選択して下さい。
- ・ 非居住者取引において、オンラインリアルタイム処理方式接続とファイル伝送処理方式接続の併用はできません。
- ・ 利用者と計算会社の両方が接続することはできません。どちらか一方の接続となります。

P12 「7. 利用サービス(非居住者取引)」について

- ・ 非居住者取引における利用サービスにつきましては、繰越通知データの要否をご選択下さい。(繰越処理の詳細については、接続仕様書(業務編(非居住者取引))業務編3.6繰越処理をご参照下さい。)
- ・ カットオフタイム警告データ送信時の決済照合結果通知データ(照合一致(受渡し実行不可))の要否をご選択下さい。(カットオフタイム警告データ送信時の決済照合結果通知データの詳細については、接続仕様書(業務編(非居住者取引))業務編3.3カットオフタイムに関する処理をご参照下さい。)
- ・ 別紙「決済照合システム 利用申請に関する注意事項(第3フェーズ追加募集用) 3.2 利用業務フロー及び利用サービスについて」をご参考にして下さい。

【四．届出（共通）について】

P13「1．利用接続方式（利用者端末（Web）端末接続）」について

- ・ 利用者(Web) 端末接続については、利用者ご自身、利用者における業務代行者及び利用者における計算会社それぞれにおいて利用が可能です。
- ・ 計算会社 1 社において、複数の利用会社の利用者(Web) 端末接続する場合は、利用会社毎に回線を別にする必要があります。
- ・ 利用者(Web) 端末接続は、ファンド及び SSI 登録する際に必要となりますので、ファンド及び SSI を登録される利用者の方は「利用する」を選択して下さい。

P13「2．金融機関識別コード」

- ・ 利用者を一意に識別する金融機関識別コードとして、利用申請者にてお持ちの BIC、統一金融機関コード、証券会社等標準コード、独自コードのいずれかを選択してご登録頂きます。なお、**BIC コードをお持ちの方は、原則その BIC コードを今回の申請においてご登録下さい。**
- ・ 利用申請者によっては金融機関識別コードが既に本システムに登録されている場合があります。**これに該当する利用申請者については、BIC コードをお持ちの方は、原則その BIC コードを、BIC コードをお持ちでない方は、（別紙「決済照合システム 利用申請に関する注意事項（第3フェーズ追加募集用） 3．4 金融機関識別コードについて」参照）記載させて頂いておりますコードを、今回の申請においてご登録下さい。**
- ・ BIC、統一金融機関コード、証券会社コード等標準コードのいずれも持たない場合は、本システムが付番する「独自コード付与希望」を選択して下さい。（コード番号の記入はしないで下さい。）

2 情報登録票（様式 2-1-1）の記入にあたっての記載要領

P1 当様式の申請者の氏名について

- ・ 申請者の氏名は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者の氏名として下さい。

P1 「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書（様式 1-1-1）の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、（ ）内に独自コードと記入して下さい。（コード番号の記入はしないで下さい。）

P1 「2. 申請区分及び実施日」

- ・ 今回の利用申請に当たっては、実施日については記入不要です。

P1 「3. 国内取引 / 非居住者取引申請区分」

- ・ オンラインリアルタイム処理方式接続及びファイル伝送処理方式接続によって利用される機能（国内取引 / 非居住者取引）を選択して下さい。

P2 「4. 接続区分」

- ・ 対象取引毎の接続区分が選択可能です。詳細については、接続仕様書（基盤編）「1.3 利用形態の選択単位」、「2.2.1 ソケット通信」、「3.1.4 通信手順上の取決め」をご参照下さい。
- ・ 国内取引及び非居住者取引のどちらかをオンラインリアルタイム処理方式接続及びファイル伝送処理方式接続によって利用されない場合は、該当項目は記入不要です。

P2～5 「5. 1 回線構成」

- ・ 回線構成パターンについては、別紙「決済照合システム 利用申請に関する注意事項（第3フェーズ追加募集用・既存利用者用） 3.3 利用回線について」に記載されているパターンよりご利用のパターンを選択し、必要事項（別紙1「利用可能な回線構成」の情報登録票（様式 2-1-1）記載必要項目）を記入して下さい。
- ・ 発信者番号及び PPP パスワードについては、INS-C をご利用の際のみ必要となります。
- ・ 回線(INS-C)の発信者番号を得ていない場合については、発信者番号を記入欄に「回線申請中（NTTに対しては 月 日に申請済み）」とNTTへの申請日も含めてご記入下さい。発信者番号を得ましたら直ちに情報登録票の該当ページの再提出（差替え）をお願い致します。なお、再提出（差替え）は7月18日(金曜)までをお願い致します。
- ・ PPP パスワードは、英数字 16 桁以内（英字については、大文字と小文字が判別できるようにご記入下さい。）で記入して下さい。
- ・ オンラインリアルタイム処理方式接続の副回線に INS-C をご利用になる場合には、バルク伝送もご利用になれます。バルク伝送とは INS-C における B チャンネル（64Kbps）2 本を使

って、128Kbps でデータの送受信を行うことです。

- ・ LAN型の回線構成パターンを選択する場合、必要な利用会社サーバ用IPアドレス付与数を選択して下さい。

P5 「 5.2 登録情報 送信者パスワード (オンラインリアルタイム処理方式接続) 」

- ・ オンラインリアルタイム処理方式接続で利用される取引の送信者パスワードのみご記入下さい。
- ・ 送信者パスワードは、英数字 8 桁 (英字については、大文字と小文字が判別できるようご記入下さい) で記入して下さい。
- ・ 同一回線で国内取引の複数取引を利用される場合、該当取引には全て同一の送信者パスワードを記入して下さい。

P5 「 利用者センタ確認コード (ファイル伝送処理方式接続) 」

- ・ ファイル伝送処理方式接続で利用される取引の利用者センタ確認コードのみご記入下さい。
- ・ 利用者センタ確認コードは、数字 14 桁で記入して下さい。
- ・ 記入内容としては、先頭 10 桁には右詰で発信者番号を設定し、残りの空き桁欄には'0'を設定して下さい。後ろの 4 桁は利用者側で任意の数字を設定して下さい。
- ・ 同一回線で国内取引の複数取引を利用される場合、該当取引には全て同一の利用者センタ確認コードを記入して下さい。

P6 「 利用者パスワード (ファイル伝送処理方式接続) 」

- ・ ファイル伝送処理方式接続で利用される取引の利用者パスワードのみご記入下さい。
- ・ 利用者パスワードは、英数字 6 桁 (英字については、大文字でご記入下さい。) で記入して下さい。
- ・ 同一回線で国内取引の複数取引を利用される場合、該当取引には全て同一の利用者パスワードを記入して下さい。

P15 「 ファイルアクセスキー (ファイル伝送処理方式接続) 」

- ・ ファイル伝送処理方式接続で利用される取引のファイルアクセスキーのみご記入下さい。
- ・ ファイルアクセスキーは、英数字 6 桁 (英字については、大文字でご記入下さい。) で記入して下さい。
- ・ 表中の「受信」「送信」は利用者から見た送受信です。
- ・ 「決済照合から利用」型を利用される方は、「1. 約定照合受信」「2. 約定照合送信」について記入不要です。

3 情報登録票 Web 端末「回線情報」用(様式 2-3-1)の記入にあたっての記載要領

P1 当様式の申請者の氏名について

- ・ 申請者の氏名は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者の氏名として下さい。

必要部数について

- ・ 当様式一部で、6 本の回線を申請することができます。7 本以上の申請を行いたい場合は、当様式を必要な部数だけ記入してご提出下さい。その際は、標題の右端の“(/)”に、提出部数及び何部目が分るようにご記入下さい。(Ex.1/3、2/3)

P1「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書(様式 1-1-1)の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、()内に独自コードと記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)

P1「2. 申請区分及び実施日」

- ・ 今回の申請においては、実施日は記入不要です。

P1「3. 申請内容」について

発信者番号と PPP パスワードのみ記入して下さい。(PPP ユーザ ID は決済照合システム側にて付番致します。記入しないで下さい。)

- ・ 回線(INS-C)の発信者番号を得ていない場合については、発信者番号を記入欄に「回線申請中(NTTに対しては 月 日に申請済み)」とNTTへの申請日も含めてご記入下さい。発信者番号を得ましたら直ちに情報登録票の該当ページの再提出(差替え)をお願い致します。なお、再提出(差替え)は7月18日(金曜)までをお願い致します。
- ・ PPP パスワードは、英数字 16 桁以内(英字については、大文字と小文字が判別できるようにご記入下さい。)で記入して下さい。
- ・ PPP ユーザ ID とはダイヤルアップ接続の際の認証に使用する ID であり、利用会社がセンタへ接続を行う回線数だけ申請を行う必要があります。なお、1 回線に 2 つ以上の電話番号を取得している場合で、2 つ以上の電話番号でセンタへ接続を行う場合には、接続を行う電話番号それぞれについて PPP ユーザ ID の申請を行う必要があります。

4 情報登録票 Web 端末「ログインユーザ ID 申請」用(様式 2-4-1)の記入にあたっての記載要領

P1 当様式の申請者の氏名について

- ・ 申請者の氏名は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者の氏名として下さい。

必要部数について

- ・ 当様式一部で、3 個のログインユーザ ID を申請することができます。4 個以上の申請を行いたい場合は、当様式の 2 ページ目を必要な枚数だけ記入してご提出下さい。その際は、P2「3. ログインユーザ ID 情報」の右端の“(/)”に、提出枚数及び何枚目かが分るようにご記入下さい。(Ex.1/3、2/3)

P1「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書(様式 1-1-1)の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、()内に独自コードと記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)

P2「3. ログインユーザ ID 情報」について

- ・ ログインユーザ ID、ログインパスワードは、英数字 16 桁以内(英字については、大文字と小文字が判別できるようご記入下さい。)で記入して下さい。
- ・ 申請区分にて登録を選択した場合は、各種権限を全て記入して下さい。
- ・ ログインユーザ ID は、センタにログインを行う際に使用する ID です。ユーザの数に応じて申請をして下さい。回線数・端末数には依存せず、同時にログインを行うユーザ数だけ申請が必要となります。申請に際しては、実務担当者の数に応じて ID を申請するか、1 つの ID を複数の担当者で使用するかは、利用者側で実務面の利便性等を勘案し申請して下さい。
- ・ 今回の申請においては、実施日は記入不要です。

5 情報登録票 Web 端末「メールユーザ ID 申請」用(様式 2-5-1)の記入にあたっての記載要領

P1「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書(様式 1-1-1)の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、()内に独自コードと記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)

P1「2. 申請区分及び実施日」について

- ・ 今回の利用申請に当たっては、「登録」を選択して下さい。実施日については記入不要です。

P1「3. メールユーザ ID 情報」について

- ・ 「2. 申請区分及び実施日」にて「登録」を選択した場合、メールアドレスのみ記入して下さい。(メールユーザ ID は決済照合システム側にて付番致します。記入しないで下さい。)
- ・ Web メールアドレスは、業務取扱責任者(国内取引)、システム取扱責任者(国内取引)、業務取扱責任者(非居住者取引)、システム取扱責任者(非居住者取引)、ファンド・SSI 登録連絡者の計 5 アドレスまでご利用になれます。国内取引及び非居住者取引のどちらかを利用されない場合は、それぞれ該当する業務取扱責任者及びシステム取扱責任者については登録不要です。それ以外は登録必須となります(メールアドレスを必ずご記入下さい。)
- ・ メールパスワードは、英数字 16 桁以内(英字については、大文字と小文字が判別できるようにご記入下さい。)で記入して下さい。

6 利用手数料請求先に関する届出書(様式 1-8-1)の記入にあたっての記載要領

P1「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書(様式 1-1-1)の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、()内に独自コードと記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)
- ・ 金融機関識別コードを複数お持ちの方は、いずれか1つを選択してご記入下さい。(請求は複数コード分を名寄せして行います。)

P1「2. 手数料請求先」の連絡先担当者について

- ・ 連絡先担当者は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者とする必要はありません。手数料の請求について、具体的な内容がわかる実務担当者の方をご記入下さい。

P1「2. 手数料請求先」の手数料振込先銀行について

- ・ 機構は、利用者から手数料をお振込頂く口座を、下記の銀行に設けております。手数料振込先銀行には、下記の銀行より選択し、記入して下さい。

(統一金融機関番号順)

銀行名	取扱店
東京三菱銀行	日本橋支店
UFJ銀行	日本橋支店
三井住友銀行	日本橋東支店
りそな銀行	日本橋支店
みずほコーポレート銀行	兜町証券営業部
三菱信託銀行	本店営業部
UFJ信託銀行	本店営業部
中央三井信託銀行	日本橋営業部
住友信託銀行	東京営業部

(平成 15 年 5 月 31 日現在)

7 ファンド・S S I登録連絡者申請書(様式 1-9-1)の記入にあたっての記載要領

P1「1. ファンドコード・S S I登録連絡者」について

- ・ 連絡先担当者は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者とする必要はありません。ファンド・S S Iの運用について、具体的な内容がわかる実務担当者の方をご記入下さい。

以上